選挙運動用ポスター作成契約書

収　入

印　紙

湖南市議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　　名　　公職選挙法第143条第１項第５号に定めるポスター

２　数　　　量　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　　　円（単価（消費税および地方消費税を含む）　　　　　円／枚）

４　納入期限　　　　　　年　　月　　日

５　請求および支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、湖南市議会議員及び湖南市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき、当該条例の定める金額の範囲内において湖南市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　ただし、乙が湖南市に請求する金額が契約金額に満たないときはその不足額を、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、乙が契約金額を湖南市に請求することができないときはその全額を、甲は乙に対し速やかに支払うものとする。

６　その他

　(1)　この契約に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

　(2)　この契約の証として、本書２通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

甲　湖南市議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

乙　住所（所在地）

氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名